岩手県内の公益法人及び移行法人の皆様へ

いわて公益法人だより

第40号
（令和8年1月）

岩手県公益認定等審議会事務局
（岩手県総務部行政経営推進課）
TEL　019-629-5086・5039（直）

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】 …P1
新しい公益信託制度について …P2～3
新しい公益信託制度説明会について …P4

【MESSAGE】

今回は、令和8年4月1日から始まる新しい公益信託制度についてお知らせします。 公益法人とは別の制度ではありますが、共通の枠組みで認可・監督を行う制度となりますので、この機会に概要を御確認ください。

また、新制度では、公益信託を、法人解散時の残余財産の帰属先とすることなどが可能となりました。併せて御確認ください。

【事務局からのお知らせ】

① 令和7年度の岩手県公益認定等審議会の開催日程について

第4回　3月6日　を予定しています。

② 内閣府主催相談会の開催について

・日時　令和8年2月17日（火）　13:00～16:50（申込締切：2月5日（木））
・形式　Zoomを使用したオンライン形式

【詳細】 https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/xrw4zhqprw.pdf

③ 令和8年度事業計画時の提出書類について

制度改正に伴う事業計画書等の変更点や留意事項について、内閣府の公益法人メールマガジンで紹介されています。来月以降の公益法人だよりでも概要を紹介する予定ですが、大幅な様式変更や従来とは異なる記載項目があるため、下記URLから**2026年1月28日付け臨時号**の内容を御確認いただき、早めの御準備をお願いします。

【公益法人メールマガジン バックナンバー】 https://www.koeki-info.go.jp/mailmagazine/vr6lpsismq.html

新しい公益信託制度について①

公益信託制度については、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことから、公益法人制度と比べて利用されていませんでした。

今般、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が公布され、主務官庁制を廃止して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可及び監督を行う制度に改められたほか、公益信託の認可基準及びガバナンス等が法定されました（令和8年4月1日施行予定）。

そのほか、関連する税法令の改正も行われ、公益法人やNPO法人等が公益信託の受託者となることが可能となりました。

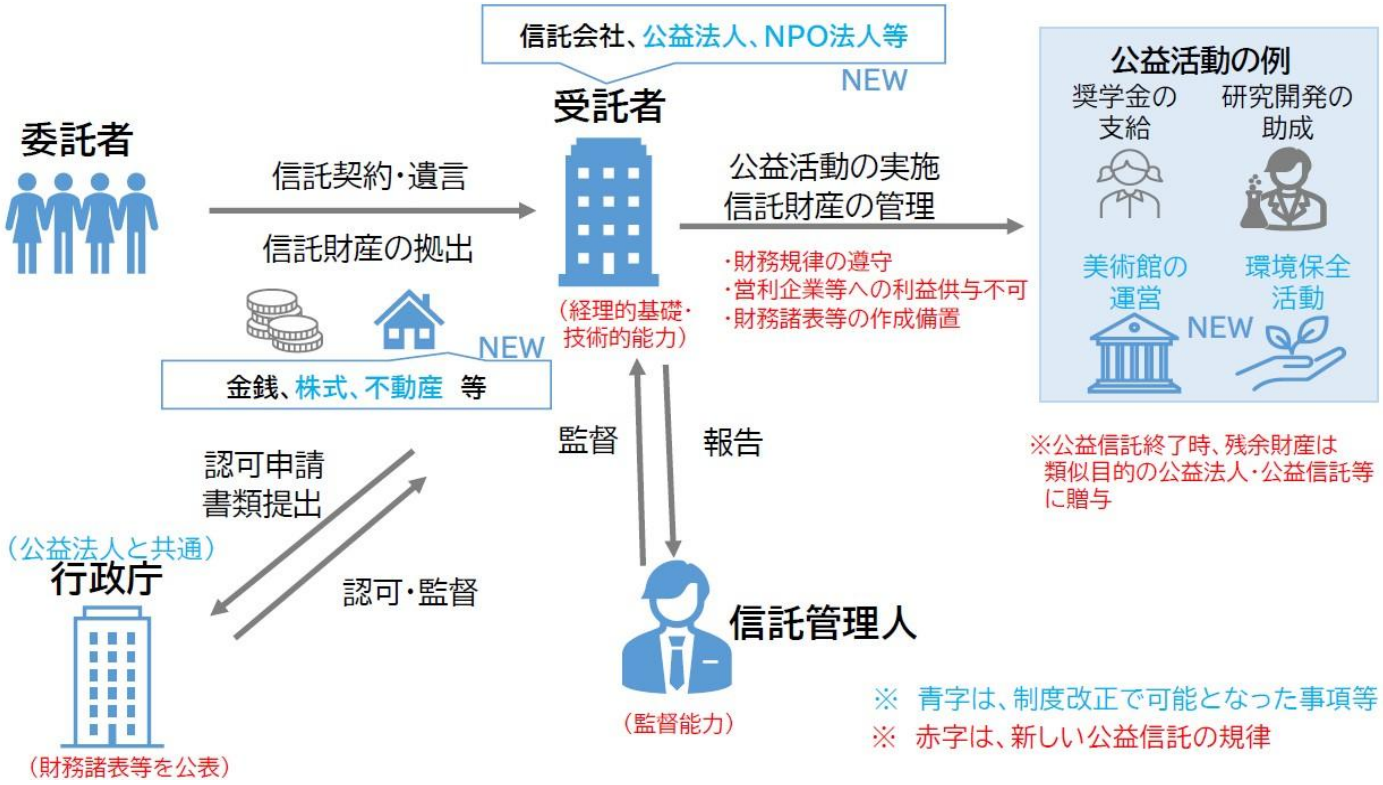

出典：内閣府「新しい公益信託制度について（令和8年1月14時点版）」

新しい公益信託制度について②

新しい公益信託制度の開始に伴い、公益法人及び移行法人には次のような影響があります。

【公益法人】
①認定取消し等の際の公益目的取得財産残額の贈与先、②解散時の残余財産の帰属先に「公益信託の信託財産」が追加されます。（認定法第5条第20号・21号及び認定令第9条第3号の改正）

【移行法人】
③公益目的支出計画における特定寄附の寄附先、④解散時の残余財産の帰属先に「公益信託の信託財産」が追加されます。（整備法第119条及び第130条の改正）

対応に当たっての留意点は次のとおりです。

※全法人が必ず対応しなければならないものではありません。
追加の必要性については、各法人において御検討ください。

【公益法人】
上記①、②の追加を行う場合は、定款変更が必要です。
①について定めた定款の条項の変更は禁止されていますが（認定法第30条第５項）、贈与先に公益信託の信託財産を追加するための変更は１回に限り認められます。（新公益信託法附則第28条）

【移行法人】
上記③、④の追加を行う場合は、定款変更は不要です。
ただし、③の追加については、公益目的支出計画の変更認可を受ける必要があります。

なお、法令等の解釈・運用及び審査・処分の基準や考え方を示すものとして、「公益信託認可等ガイドライン」が公表されています。関係法令とあわせて、下記URLから御確認ください。

【内閣府 公益法人information】 https://www.koeki-info.go.jp/trust/c1r6vs6xza.html

新しい公益信託制度説明会について（内閣府主催）

内閣府では、新しい公益信託制度についての説明会・ワークショップ（いずれも対面方式）を全国6都市で開催しています。 このうち、仙台会場及び東京会場について、参加申込受付が開始されました。

新しい公益信託制度に関心のある方であればどなたでも参加できます。申込は下記URLの参加申込フォームから行ってください。 ※定員に達した時点で受付終了

【内閣府 公益法人information】 https://www.koeki-info.go.jp/commissions/guztx8f62r.html

開催予定

〇仙台会場
・開催日　令和8年3月4日（水） ※申込締切　2月25日（水）15時
・会場　　宮城県仙台市青葉区中央2丁目2-10　仙都会館ビル7F

〇東京会場
・開催日　令和8年3月12日（木） ※申込締切　3月5日（木）15時
・会場　　東京都港区芝5-31-19　ラウンドクロス田町2F

・日程（両会場共通） 受付開始10:00、説明会10:30～12:30、ワークショップ13:30～15:30

新公益信託制度解説資料

説明会・ワークショップで使用している資料が公開されています。
上記日時での参加が困難な方も、ぜひ御確認ください。

【内閣府 公益法人information】 https://www.koeki-info.go.jp/trust/pqhzdo2u8x.html